

公開による意見の聴取案内板

公開による意見の聴取案内

建築基準法第 条第 項の規定に基づき次のとおり公開による意見の聴取を行います。

特定行政庁

八戸市長

聴取の日時 年 月 日 ( ) 時 分から

聴取の会場

申請者の氏名

申請敷地の地名・地番 八戸市

建築物等の概要 造 階建

築 主要用途

申請床面積 ( 階) m<sup>2</sup>

( 階) m<sup>2</sup>

( 階) m<sup>2</sup>

延べ面積 m<sup>2</sup>

- 注 (1) 申請床面積は、各階ごとに記入してください。
- (2) 公開による意見の聴取開催の5日前までに、申請地の最も見やすい位置に設置するようお願いします。
- (3) 寸法はタテ120cm×ヨコ90cm程度、地色(白)文字(黒)

公開による意見の聴取案内板

公開による意見の聴取案内

建築基準法第48条第13項の規定に基づき次のとおり公開による意見の聴取を行います。

特定行政庁

八戸市長

聴取の日時 年 月 日 ( ) 時 分から

聴取の会場

申請者の氏名

申請敷地の地名・地番 八戸市

建築物等の概要 造 階建

築 主要用途

申請床面積 ( 階) m<sup>2</sup>

( 階) m<sup>2</sup>

( 階) m<sup>2</sup>

延べ面積 m<sup>2</sup>

注 (1) 申請床面積は、各階ごとに記入してください。

(2) 公開による意見の聴取開催の5日前までに、申請地の最も見やすい位置に設置するようお願いします。

(3) 寸法はタテ120cm×ヨコ90cm程度、地色(白)文字(黒)